

- ◎ 藤里町戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町特定地区公園条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 藤里町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎ 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- ◎ 教育長の選任につき同意を求めるについて
- ◎ 藤里町教育委員会委員の選任につき同意を求めるについて

主な補正内容について		(単位:千円)
歳入	子ども・子育て支援事業費補助金	4,459
	県営発電所周辺地域等振興事業助成金	4,069
	森林国営保険保険金	1,356
歳出	町道矢坂・薄井沢線擁壁補修工事	6,600
	電算システム改修費負担金	4,339
	健康保養館トレーニングルーム備品購入	3,064
	藤里開発公社経営改善取組助成金	3,000
	義務教育学校藤里学園ポール型時計設置工事	2,400
	農林水産業振興事業費補助金	976

ニンギ機器更新のための備品購入費、木費には、町道矢坂・薄井沢線擁壁補修工事費、教育費には藤里学園屋外時計設置工事費などが主なものとなります。料軽減の国庫負担金など福祉関連の負担金や補助金の返納金になります。

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和5年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	R5	R4	R3	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
資金不足比率	連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	6.2%	6.1%	6.0%	25.0%	35.0%
資金不足比率	将来負担比率	15.9%	18.8%	11.9%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区分	R5	R4	R3	経営健全化基準	備考
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.00%	法適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—(該当なし)」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示しています。